

第16回 日本語交流プログラム

日本校 応募要項

『文化の異なる人と、社会的課題に向かってともに行動できる人』への第一歩を踏み出すことを目的とした日本の中学生と海外の中学生相当の生徒が国際交流を図る日本語交流プログラムの応募受付を開始いたしましたので、ここにご案内いたします。

たくさんのご応募をお待ちしております。

主催／ 公益財団法人 博報堂教育財団

後援／  文部科学省

1. 本事業の目的

「文化の異なる人と、社会的課題に向かって、ともに行動できる人」の育成を目的としています。
このプログラムでは、日本を含む約 10 カ国の中学生が、日本語を大切にしながら、さまざまな活動を行います。その活動の中で、生徒たちは「相手の主張を理解する→その背景(文化)を理解する→自分の文化との違いを認識する→自分の主張を創る→コミュニケーションする→合意する→行動する」を体験します。これらの体験により、目的への第一歩を踏み出すことを目指しています。

2. 事業概要

この事業は、海外校生徒が来日して日本校生徒と交流を行うメインプログラムと、メインプログラムでの交流を有意義なものにするためのサブプログラムから成り立っています。

【メインプログラム】

- ◆ 海外校生徒と日本校生徒との合同合宿
- ◆ 海外校生徒の日本校訪問受入
- ◆ 海外校生徒のホームステイ受入

【サブプログラム】

日本校・海外校 共通① 海外校日本語教師による事前の日本校訪問
日本校 単独① 海外校生徒に伝わりやすい「やさしい日本語講座」(予定)
日本校・海外校 共通② オンラインによる事前学校交流
日本校・海外校 共通③ オンラインによる事後学校交流(任意)

2025 年 5～7 月	日本校応募 * 応募書類は 2 種類	* 応募書類 1: エントリーシート 【提出期間】 5/12(月)～6/27(金) * 応募書類 2: 応募申請書類 【提出期間】 5/12(月)～7/25(金) ※10 月 日本校決定
2025 年 11 月中下旬	サブプログラム(共①) 海外校教師による 事前の日本校訪問 (一日)	□海外校日本語教師約 10 名が日本校を訪問し、日本校生徒と交流します。 □海外校日本語教師の、日本校下見を兼ねていますので、受入のご協力をお願いいたします。 ※この時期、海外校日本語教師は、海外校生徒への指導方法学習のため、来日して事前研修を行っています。
2026 年 2 月～4 月	サブプログラム(単①) 海外校生徒に伝わりやすい やさしい日本語講座	□海外校生徒の学ぶ日本語を理解し、伝わりやすい日本語を学びます。(予定) □日本語講師が担当します。時間は約 40 分です。
2026 年 2 月～4 月	サブプログラム(共②) オンラインによる事前学校交流	□メインプログラムに先立って、学校紹介・自己紹介を中心としたプログラムです。 □1 回、約 40 分を予定しています。 □日程は、海外校と調整の上決定します。
2026 年 5/13(水) ～26(火) <予定>	メインプログラム 日本語交流プログラム	□海外約 10 カ国の中学生が来日します。 □海外校との合同合宿(2 泊 3 日) 5/15～17<予定> ・ 日本校生徒は、1 校あたり約 20 名参加。引率教師は 2 名参加。 □海外校生徒の日本校訪問受入(3 日間) 5/20～22<予定> ・ 授業、昼食、課外活動を通じて交流します。 □海外校生徒のホームステイ受入(2 泊 3 日) 5/22～24<予定>
2026 年 7 月～	サブプログラム(共③) オンラインによる 事後学校交流	□内容や日程は、海外校と調整をしていただきます。(任意)

【海外参加校について】

参加校数: 世界の国・地域より 10 校程度
海外校生徒について: 日本語を学習している 12～16 歳
来日人数: 海外校 1 校あたり生徒 4 名と、引率の日本語教師 1 名
来日期間: 2026 年 5 月 13 日(水)～5 月 26 日(火)<予定>

3. 応募条件と募集内容

(1) 応募条件：以下の条件を満たす学校を対象とします。

- 日本の学校教育法に規定された前期中等教育を行う学校であること
- 必要に応じて、国・関係諸官庁などからプログラムへの参加許可を得られること
- 来日する海外校の日本校訪問(ホームステイ含む)の受入が可能であること
- 来日する海外校との合同合宿に参加が可能であること
- プログラムの準備・実施に積極的・協力的に関われること
- 生徒を指導する教師を引率者としてプログラムに参加させることが可能であること
(合同合宿では2名の派遣をお願いいたします)

(2) 募集内容

- ◇ 参加年数：1年
- ◇ 募集校数：1～2校
- ◇ 参加期間：2025年11月～2026年7月

4. 助成内容

(1) プログラム活動費

日本語交流プログラム内の活動費(宿泊費、食費、交通費、保険加入費などを含む)、海外校を受け入れるために必要な諸経費を助成します。

(2) オンライン交流活動推進費

1年間 / 上限100万円支給

海外校とのオンライン交流の推進にかかる費用を助成します。

使途例は、機器購入、環境整備、ICTサポート業務委託、教師の研修参加費用などです。

※ 参加が決定した日本校には、助成金に関する覚書、並びに支出計画書をご提出いただきます。

また、本プログラム終了時には、支出報告書もご提出いただきます。

5. 応募手続

(1) 提出書類

① エントリーシート

エントリーシートには、必ず所属教育機関長(学校長)による直筆の署名および捺印が必要です。

※ 学校長の署名が無い場合、無効となりますのでご注意ください。

② 応募申請書

応募申請書1～2にご記入ください。

(2) 応募手順と受付期間

エントリーシートおよび応募申請書を各期間内にご郵送ください。

◇ エントリーシート受付期間 : 2025 年 5月12日(月) ~ 6月27日(金) 当財団必着

◇ 応募申請書受付期間 : 2025 年 5月12日(月) ~ 7月25日(金) 当財団必着

※ 応募申請書はエントリーシート受付期間内にもご提出いただけます。

※ エントリーシートや応募申請書等の内容について、照会させていただくことがあります。

※ エントリーシートおよび応募申請書は、当財団のウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.hakuhodofoundation.or.jp/globalnet/>

(3) 提出先

提出先: 公益財団法人 博報堂教育財団 日本語交流プログラム 担当宛て

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2 丁目 2-3 日比谷国際ビル 14 階

※ 応募書類は必ずご郵送ください。FAX や E メールなどでの応募は受け付けておりません。

6. 選考方針・審査

提出された応募申請書をもとに、当財団が組織する審査委員会において、以下の点を重視しながら、厳正に選考を行います。なお、審査内容とその過程は非公開とします。

- 応募動機・目的
- プログラム活用アイデア・現在の取り組みとの連携・海外校との交流アイデア
- 学校環境や海外校を受け入れる体制
- その他、このプログラムの参加にふさわしい学校であると審査委員会で認められること

審査委員: 阿部 祐子 国際教養大学 教授 *委員長

小形 真佐子 国際日本語普及協会

押尾 和美 国際交流基金 日本語国際センター 日本語教育専門員

(五十音順・敬称略)

7. 合格通知

審査結果は、2025年10月上旬までに文書で合否を通知します。なお、審査結果に関する個別の問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

8. 感染症などに関する注意事項

各国の感染症拡大状況などによっては、当プログラムの全てまたは一部を中止することがあります。中止の判断は、日本校生徒の保護者・教師などの感染認識を重視した学校判断を尊重いたします。

9. 学校情報の公開

参加校に決定した場合、学校名などの情報を当財団ホームページ他にて公表いたします。

このプログラムは、独立行政法人国際交流基金、公益社団法人国際日本語普及協会、東海大学(台湾)、スリランカ日本語教師会、土日基金文化センター、モンゴル・日本人材開発センター、ルーマニア日本語教師会の協力によって実施されています。

プログラム Q&A

参加をご検討中の日本校からよくいただく質問をまとめました。

Q. このプログラムの特徴は？

A. 海外の同世代の生徒と日本語で交流できることが大きな特徴です。世界のさまざまな国の生徒と一堂に会し交流できる貴重な経験です。

Q. 海外からは、どんな生徒が参加しますか？

A. 自国で日本語を勉強している、日本の中学生と同世代の生徒です。

今までに、イギリス、インド、インドネシア、オーストラリア、スペイン、スリランカ、タイ、トルコ、ブラジル、ルーマニア、マレーシアなど、日本とは文化・宗教の異なる世界のさまざまな国・地域より参加いただきました。

Q. 国際交流は英語で行うことが主流だと思いますが、日本語主体の交流のメリットとは？

A. 主に 2 つのメリットを期待しています。

①日本校生徒が、海外校生徒をリードして、主体的にコミュニケーションをとること

日本校生徒のみなさんには「日本語だから自分がリードしてあげなくては」との意識を高めてもらい、積極的にコミュニケーションを図ってほしいと考えています。

②異文化共生の体験・能力向上に集中できること

英語の制約から逃れることで、海外校生徒との文化理解・コミュニケーションなどに集中して取り組めることが期待されます。

Q. 決定通知が届いたあと、どうしたらいいですか？

A. 財団が学校を訪問し、合宿形式の課外活動、日本校訪問、ホームステイなど、これからの準備について詳しくご説明した後、プログラム実施まで一緒に進めて参ります。

Q. 生徒たちに特別な事前教育は必要ですか？

A. はい。メインプログラムやサブプログラムのオンライン交流を充実したものにするために、海外校生徒に伝わりやすい日本語を学ぶ必要があります。そのために、日本校単独のサブプログラム「やさしい日本語講座」を受講していただきます。

Q. 参加費用は？

A. プログラムに参加するための活動費(宿泊費、食費、交通費、保険加入費などを含む)、海外校を受け入れる為の諸経費などは、財団が助成いたします。

その他、ご不明な点がございましたら、

hakuho.gn@hakuhodo.co.jp(日本語交流プログラム担当)までお問い合わせください。

個人データの取り扱いについて

個人データの取り扱いについて

当財団は、自ら収集した個人データ、受賞者・助成者・招聘者からお預かりした個人データに関して、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。)に準拠して、適切に取り扱って参ります。

個人データ保護に当たっての基本原則

当財団は、個人データを取り扱う上で、以下の基本原則を明確にし、これを遵守します。

1. 関連法規等の遵守

個人情報保護法及びその関連法令、契約、財団内ルール等を遵守します。

2. 本人からの個人データの適正な取得及び利用

当財団は、本人から取得した個人データを、以下の利用目的の範囲内において、本人から取扱いの同意を得た場合または個人情報保護法に定める場合に限り、取り扱います。

日本語交流プログラム

取得する情報の種類	利用目的	取得方法
基本情報(住所、氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、メールアドレス、学歴、職歴、顔写真)	・プログラムへの参加審査 ・プログラム参加者への事務連絡 ・今後の募集のための参考情報の分析及び募集案内 ・財団の主催事業の案内、挨拶状・発行物・アンケートの送付	プログラム応募時: 本人または所属団体の代表者より書面で取得
国際交流実績及び日本語能力に関わる情報 (国際交流実績、日本語能力試験取得の有無、日本滞在歴、日本語学習歴、作文、日本語運用力自己診断シート)	・プログラムへの参加審査 ・プログラム実施時の教育指導	プログラム応募時: 本人または所属団体の代表者より書面で取得
渡航・在留に必要な情報(パスポート情報)	・プログラムへの渡航手配	プログラム参加確定時: 本人または所属団体の代表者より書面で取得
安全管理・健康管理に必要な情報※(健康情報、アレルギー情報、宗教情報)	・プログラム参加可否の判断 ・プログラム実施中の健康管理・食事手配 ・その他宗教上必要なものの手配	プログラム参加確定時: 本人または所属団体の代表者より書面もしくは口頭で取得
画像、映像情報(A群:プログラム参加時の画像、動画、B群:プログラム事前交流時の画像、動画)	A群、B群→ ・活動の記録・分析、広報、当財団主催の講座等各種企画の実施、教育関係者への相談・助言での活用 B群→ ・学校紹介ビデオメッセージの掲載、ウェブ会議の実施	A群→プログラム実施時: 撮影で取得、Zoom等のビデオチャットサービスの録画で取得 B群→プログラム事前交流時: 本人または所属団体の代表者より撮影で取得、Zoom等のビデオチャットサービスの録画で取得

※要配慮個人情報に該当する場合があります。

また、利用目的に変更がある場合において、かかる利用目的の変更に同意の取得が必要なときには、それを本人にお知らせし、同意を頂けない場合は、同意を頂いている範囲内での利用に留めます。

3. 個人データの提供

当財団は、上記「2. 本人からの個人データの適正な取得及び利用」に記載された利用目的を達成するために、以下に示す業務内容の範囲で委託先会社に個人データを提供することがあります。ただし、個人データの処理を外部に委託する場合には、情報の安全管理が確保されると確認された委託先を選定し、適切な監督を実施します。なお、当財団は、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく個人データを第三者に渡すことはありません。

【日本語交流プログラム】

- ・事務局関連業務:独立行政法人、各国日本語教師会(契約締結済に限る)、プログラム帯同医師、イベント管理・運営会社、審査委員、プログラム参加教師・生徒、ホームステイ実施のホストファミリー
- ・動画の編集、アップロード業務:動画編集会社
- ・参加者情報(教師名、学校名)の当財団ホームページアップロード業務:ホームページ制作会社
- ・渡航手配業務:旅行会社
- ・データ保管管理業務:システムベンダー
- ・保険対応業務:保険会社

4. 第三国への移転

当財団は、本人の個人データを日本国外へ移転する場合には、個人情報保護法にもとづき同意の取得等必要となる措置を実施し、本人の個人データを保護します。なお、当財団は、上記「3. 個人データの提供」に記載する業務の遂行のため、米国にある委託先会社である Vimeo, Inc.に個人データを提供することがあります。米国における個人情報の保護に関する制度については、以下の個人情報保護委員会の「外国における個人情報保護に関する制度等の調査」に記載されておりますので、ご確認ください。

米国(連邦) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf

米国(ニューヨーク州) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/newyork_report.pdf

また、当該委託先会社にて取得された情報は、以下のサイトにありますプライバシーポリシーに基づいて取り扱われます。

<https://vimeo.com/privacy>

5. 18歳未満の個人データについて

当財団は、18歳未満の未成年者に関する情報を、保護者の同意を得ることなく、取得・処理することはありません。万が一、保護者からの同意を得ず、18歳未満の未成年者が当財団に個人データを提供したことが分かった場合には、速やかに当財団にご連絡ください。

6. 要配慮個人情報について

当財団は、各事業の利用目的の範囲内において、個人情報保護法に定める場合または事前に本人から

同意を得た場合に限り、本人の要配慮個人情報（宗教、健康情報、アレルギーなど。上記「2. 本人からの個人データの適正な取得及び利用」及び上記「3. 個人データの提供」に記載されているものを含みます。）を取得することがあります。

7. 匿名加工情報について

当財団は、以下の情報について、特定の個人を識別すること及び作成に用いる個人データを復元することができないよう適切な保護措置を講じたうえで匿名加工情報として作成しますので、公表いたします。

当財団の作成する匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」

学齢、年齢、性別、世帯年収

8. 保存期間

当財団は、上記「2. 本人からの個人データの適正な取得及び利用」に記載の利用目的を果たすために必要な期間または個人情報保護法その他の法令によって要求される期間（第三者提供時の記録の保存期間を含みます。）のみ、個人データを保存し、かかる期間の経過後、適切に消去・廃棄します。

9. 情報取扱管理体制の確立

個人データの保護を行うために、社内管理及び責任体制を明確にし、個人データに関する管理責任者を選定します。

当財団は、個人データを保護するために、以下の情報取扱管理体制を実施し、不正アクセスにより個人データの盗難、紛失、改ざん及び破壊を防止します。

（基本方針の策定）

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定

（組織的安全管理措置）

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備

個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施

（人的安全管理措置）

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施

個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

（物理的安全管理措置）

個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、

権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

(技術的安全管理措置)

アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

(外的環境の把握)

個人データを保管している米国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施

10. 問題発生時の即時対応体制の確立

万一問題が発生したときは、遅滞なくかつ正確に状況を把握し、適切な判断と対応を行う組織体制を構築します。

11. 本人が持つ権利について

本人は、当財団が保持する本人の個人データについて、以下の権利を有しています。本人は、「13. 個人データの管理体制」の連絡先を使ってこれらの権利を行使することができます。

- ① 個人データへのアクセスを求める権利
- ② 個人データについて不当な遅延なく訂正または消去・削除させる権利
- ③ 個人データについて、取り扱いを制限(利用の停止若しくは消去または第三者への提供の停止を含む。)させる権利
- ④ 本人が行った個人データの取扱いに関する同意をいつでも撤回する権利(ただし、この同意の撤回は、撤回前の個人データの処理や移転の適法性に影響を与えるものではありません。)
- ⑤ 当財団の個人データの取扱いに不満がある場合には、当財団問い合わせ窓口に苦情申し立てを行う権利
- ⑥ 個人データの第三者提供記録の開示を求める権利

12. 継続的改善

当財団は、管理状況のモニタリングを通じて、また外部の環境変化に応じて、継続的に各種改善(本基本原則の改訂を含みますが、これに限られません。)を図ります。

13. 個人データの管理体制

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2 丁目 2-3 日比谷国際ビル 14 階

公益財団法人 博報堂教育財団

理事長 戸田 裕一

お問合せフォーム:<https://www.hakuhodofoundation.or.jp/en/contact/form/eeapd/>

博報堂教育財団は、児童に対する国語教育と視覚・聴覚障がい者に対する教育を助成し、あわせてその活動に関する調査研究を行うことで、健全な人間形成に寄与することを目的に、1970年に設立されました。以降、「子ども・ことば・教育」を活動領域ととらえ、さまざまな活動を行っています。

55回を超える開催となった優れた教育実践活動を顕彰する「博報賞」をはじめ「児童教育実践についての研究助成」「教職育成奨学金」に加え、「海外の子どもたちの日本語教育支援」「世界の子どもたちとの日本語交流」「社会啓発事業」さらに「こども研究所」などの活動を行っています。

公益財団法人 博報堂教育財団

Hakuhodo Foundation

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目 2-3 日比谷国際ビル 14 階

Tel 03(6206)6266 Fax 03(6206)6582

<https://www.hakuhodofoundation.or.jp/>